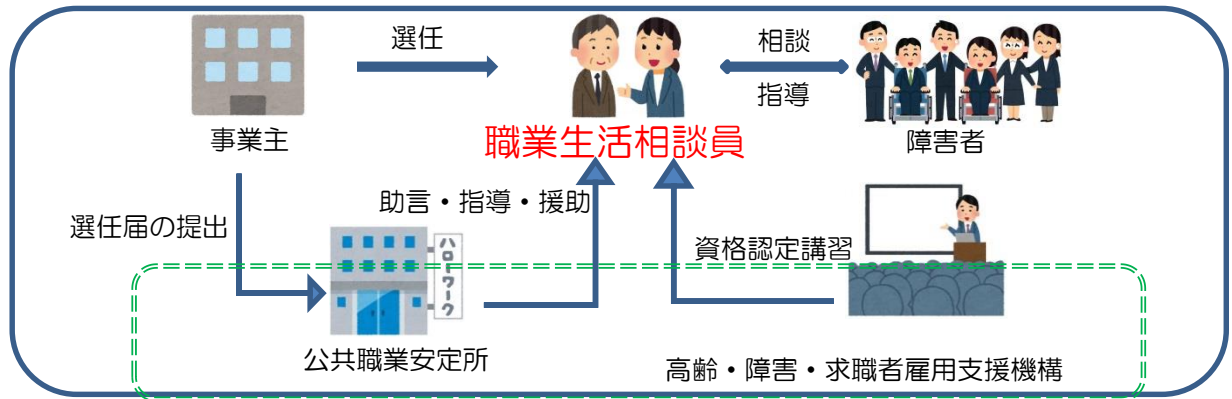


令和5年度 開催のご案内

障害者職業生活相談員 資格認定講習

職業を通じて障害者の社会参加を進めるためには、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。

このため、法律^(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。
(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律



受講料
無料

日程 令和5年11月8日(水)～9日(木)
2日間(計12時間)

会場 (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部
(ポリテクセンター福島) イベントホール

受講対象者 障害者を5人以上雇用する福島県内の事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、及びこれに準ずる方

募集定員 64名

申込方法 別紙「受講申込書」にご記入の上、申込期限(消印有効)までに下記へ郵送にてお申込みください。
※受講決定者には、「受講通知書」を郵送いたします。
※申込者多数の場合は、優先順位に基づき調整させていただきます。

申込期限 令和5年9月29日(金) (当日消印有効)

お問い合わせ 福島支部(高年齢・障害者業務課) TEL 024-526-1510

住所 〒960-8054 福島県福島市三河北町7-14

URL <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukushima/index.html>



独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構
福島支部

障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

障害者職業生活相談員資格認定講習

【受講の優先順位】

- 1 選任義務がある事業所（障害者を5人以上雇用する事業所）で相談員有資格者がいない事業所において、相談員として選任が予定される者
- 2 選任義務がある事業所において、既に相談員として選任されていた者が、人事異動等により当該業務の遂行が困難となったことに伴い、新たに相談員として選任が予定される者
- 3 今年度中に雇用障害者の増加により選任義務が生じる見込みの事業所において、相談員として選任が予定される者
- 4 選任義務がある事業所において、相談員有資格者として既に選任されている者のうち、資格認定講習を受講していない者
- 5 選任義務のない事業所において、障害者の職業生活全般における相談、指導を行うため、資格認定講習の受講が必要な者
- 6 選任義務事業所において、相談員を既に選任しているものの、雇用障害者数の増加等により相談員を増員する必要があるため、相談員として選任が予定されている者
- 7 その他資格認定講習の受講が必要と判断される者

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講者は決定次第「受講通知書」を送付することとしておりますので、ご了承ください。

※就労支援に携わる方等の研修目的での受講は対象外となります。

【福島支部講習内容】

① 障害者雇用の現状と障害者雇用施策	⑦ 特別支援教育施策
② 障害者職業生活相談員の役割と活動内容	⑧ 労務管理・作業環境の整備（企業事例）
③ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金等	⑨ 障害者就業・生活支援センターによる支援とその利用方法
④ 【身体障害・高次脳機能障害等】 障害特性と雇用上の配慮事項等	⑩ 障害者の採用・配置等（企業事例）
⑤ 【精神障害】 障害特性と雇用上の配慮事項等	⑪ 意見交換（グループワーク）
⑥ 【知的障害・発達障害】 障害特性と雇用上の配慮事項等	⑫ 修了証書交付